

## 船舶事故調査報告書

平成29年10月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年7月11日 07時40分ごろ
発生場所	千葉県千葉港葛南区市川水路 千葉市稲毛ヨットハーバー灯台から真方位285° 4.43海里付近 (概位 北緯35° 38.5′ 東経139° 58.2′)
事故の概要	貨物船志誠丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年7月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 志誠丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	141051、株式会社ノースジャパンチャーターリング
乗組員等に関する情報	船長、二級（航海）
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視程 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、市川水路を約8ノットの対地速力で南東進中、船長が、同水路を通過したのと思い、右舵を取ったところ、千葉港市川第1号灯浮標北西付近の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、その後、依頼したタグボートにより引き出された。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.20m、船尾約3.60mであった。</p> <p>船長は、本事故当時、レーダーを市川水路及び船橋水路全体が映るレンジに切り替えていなかったため、針路前方に見えた市川水路南口にある千葉港市川第1号灯浮標及び千葉港市川第2号灯浮標を船橋水路の灯浮標と見間違えていたと、本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故当時、天候が良かったので気が緩んでおり、双眼鏡で灯浮標の番号を見ていなかった。</p>
分析	<p>本船は、市川水路を南東進中、船長が、船位の確認を適切に行っていなかったことから、市川水路南口を通過したのと思い、右舵を取ったところ、市川水路を逸脱して浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、天候が良かったので気が緩んでいたことから、市川水路に設けられた灯浮標の番号を双眼鏡で確認するなどして船位の確認を適切に行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、市川水路を南東進中、船長が、船位の確認を適切に行っていなかったため、市川水路南口を通過したのと思い、右

	舵を取ったところ、市川水路を逸脱して浅所に乗り揚げたものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船位の確認を適宜行うこと。